

議案 第12号

【子ども家庭支援部子ども政策課】

港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

本案は、国の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の一部改正を踏まえ、重要事項の提供方法の追加等をするものです。

【省令改正の背景】

施設の見やすい場所への重要事項*の書面掲示の義務付けについて、利用者等の利便性向上を図る観点から、インターネットによる情報の提供を追加で義務付けるなどの改正が行われました。

※重要事項とは、職員の勤務体制や利用者負担額など利用申込者の特定教育・保育施設の利用に役立つものをいいます。

【条例改正の内容】

- ①重要事項について、インターネットを利用して公衆の閲覧に供することを義務付けます。
- ②書面の交付又は提出に代わって電磁的方法により提供する場合の記録媒体の種類を指定しないこととします。

【施行期日】

令和6年4月1日